

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長　　ハクセル　美穂子

1 日時

令和3年3月22日（月曜日）

午前10時0分開会、午後1時41分散会

（うち休憩　午前10時32分～午前10時36分、午前11時4分～午前11時15分、
午後0時0分～午後1時1分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、
工藤勝子議員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

糠森担当書記、千葉担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、
鈴木併任書記

6 説明のため出席した者

（1）商工労働観光部

戸館商工労働観光部長、平井副部長兼商工企画室長、
小原定住推進・雇用労働室長、瀬川ものづくり自動車産業振興室長、
高橋観光・プロモーション室長、似内商工企画室企画課長、
藤村商工企画室新産業育成課長、関口経営支援課総括課長、
橋場産業経済交流課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、
田中定住推進・雇用労働室雇用推進課長、金野定住推進・雇用労働室労働課長、
十良澤ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、
金野ものづくり自動車産業振興室産業集積推進課長

（2）県土整備部

中平県土整備部長、坊良副部長兼県土整備企画室長、田中道路都市担当技監、
佐々木河川港湾担当技監、辻村技術参事兼建築住宅課総括課長、
菊地県土整備企画室企画課長、伊藤県土整備企画室特命参事兼用地課長、
今県土整備企画室空港管理課長、和村建設技術振興課総括課長、
菅原道路建設課総括課長、照井道路環境課総括課長、上澤河川課総括課長、
菅原砂防災害課総括課長、八重樫都市計画課総括課長、水野下水環境課総括課長、

大久保港湾課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第36号 職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

ア 受理番号第42号 令和3年度岩手地方最低賃金改正についての請願

イ 受理番号第43号 2021年度最低賃金引き上げに関する請願

(2) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第40号 県立都市公園条例の一部を改正する条例

イ 議案第41号 県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例

(3) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

委員各位及び執行部に申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策として、定期的な換気が推奨されていることから、おおむね1時間ごとに10分間程度休憩を取りたいと考えていますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第36号職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**金野労働課長** 議案第36号職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その2)の125ページをお開き願います。なお、説明は、便宜、お手元に配付しております議案第36号職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。普通課程等の訓練基準を改め、及び職業能力開発総合大学校で行う指導員養成訓練の訓練課程の見直しに伴い、専門課程の訓練基準等を改めようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。今般の条例改正の内容は、資料点線の

箱書きにありますとおり、2種類ありますので、内容ごとに分けて御説明させていただきます。

まず、通信による訓練方法の見直しに伴う改正であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、公共職業訓練の基準を定める職業能力開発促進法施行規則が改正され、公共職業能力開発施設におけるテレビ会議システム等を使用した同時双方向型のオンラインによる訓練ができることとされたところであります。これに伴いまして、(1)の普通課程、(2)の短期課程及び(4)の専門短期課程の訓練基準につきまして、従来からある通信による訓練の際の指導方法につきまして所要の見直しを行うものであります。普通課程、短期課程、専門短期課程におきましては、従来から郵送ですとか動画配信等の一般的な通信による訓練ができることとされておりましたが、テレビ会議システム等を使用した同時双方向型のオンラインによる訓練ができることとなったことに伴いまして、これに沿った指導方法に見直しを行うものであります。また、これまで通信による訓練がなかった(3)の専門課程及び(5)の応用短期課程につきまして、新たに通信による訓練の実施方法について定めるものであります。

次に、職業能力開発総合大学校で行う指導員養成訓練の訓練課程の見直しに伴う改正であります。職業訓練指導員の養成等のため、職業訓練の中核機関として国が設置する職業能力開発総合大学校におきまして、職業訓練指導員の訓練課程が再編されることとなったところであります。具体的には、従来の訓練時間や訓練期間の長さに基づく長期、短期といった訓練課程の区分が廃止され、高等技術専門校等の普通職業訓練を担当する指導員を養成する指導員養成課程と、産業技術短期大学校等の高度職業訓練を担当する指導員を養成する高度養成課程に再編されるものであります。これに伴いまして、(3)の専門課程の訓練基準及び(6)の専門課程の職業訓練指導員の基準につきまして、長期養成課程及び短期養成課程に係る文言を削るものであります。

3の施行期日等についてであります。この条例は令和3年4月1日から施行するほか、2、(3)及び(6)の職業訓練指導員の基準及び要件について、所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** 同時双方向でいろいろ訓練ができるということなのですが、それに伴う設備についてはどのように考えているのか。予算も含めてお尋ねしたい。

もう一点、現在、職業訓練指導員は必要数そろっているのかお尋ねします。

○**金野労働課長** オンライン訓練に伴う機器の整備の関係であります。基本的に各施設には訓練に必要なパソコンはそろっております。新型コロナウイルス感染症が蔓延した場合にも、その機器を使ってオンラインによる学科訓練ができるとされております。

また、職業訓練指導員の配置状況であります。現在指導員につきましては、産業技術短期大学校、高等技術専門校、それから県庁を含めまして72名おります。それぞれ各訓練

基準に従いまして配置しております。正規の職業訓練指導員と会計年度任用職員で必要な数を確保しております。

○**軽石義則委員** 指導員の数は確保されているということですが、条例改正に伴って、設備面はどのようにしなければならないのか。

また、双方向のオンライン訓練は、これまで経験がないと思うのですが、この条例が制定されてすぐに導入できる状況にあるのかどうか、お聞きします。

○**金野労働課長** 訓練機器の整備であります。今のパソコン端末には通信環境があります。また各校ともネットワーク環境が整備されておりますので、例えば、講師の方が遠方から動画を配信して、同時双方向で学科の訓練を受けることは可能と考えております。

実際の訓練ですが、オンラインによる訓練は、仕組み的にあまり難しいものではないと考えております。本来訓練は対面で行うことが基本だとは思いますが、新型コロナウイルス感染症などの疾病の蔓延等によって、講師の先生が来られない、あるいは学生が集合形式で訓練することが難しいという状況になった場合には、例えば教室を分けてですとか、学校のパソコンを学生に貸与する形でもって、それぞれの場所で分散して訓練を受けることは可能と考えますので、今後そういった事態が起きたならば、校内の連携体制等を整備いたしまして実施することになると考えております。

○**軽石義則委員** 体制も整っているということですが、技術ですので、いわゆる感覚で継承することも大事ではないかと思うのですが、安全管理も含めてどのように考えているでしょうか。

○**金野労働課長** オンラインでの訓練は、あくまで座学による学科を対象としておりまして、実技、実習につきましては、従来どおり、実際に集合して行うこととなります。

○**軽石義則委員** 新型コロナウイルス感染症対策なのに人は集まるということは、時間を短縮して導入するということがいいのでしょうか。そういう意味では、受けるほうも教えるほうも慣れというのが大事だと思うのですが、これまで練習等はやってきたのでしょうか。

○**金野労働課長** 現時点で練習はやっていないと存じますが、今後機会を見まして、各校で試行的なものも含めて対応することになると思っております。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 42 号令和 3 年度岩手地方最低賃金改正についての請願及び受理番号第 43 号 2021 年度最低賃金引き上げに関する請願、以上 2 件は関連がありますので一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○金野労働課長 受理番号第 42 号令和 3 年度岩手地方最低賃金改正についての請願及び受理番号第 43 号 2021 年度最低賃金引き上げに関する請願につきまして参考説明を申し上げます。

お配りしております参考資料の 1 ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、1 の地域別最低賃金の決定方法についてであります。本県におきましては、岩手労働局長が最低賃金法に基づき、地域の実情を踏まえ、岩手地方最低賃金審議会の調査、審議を経て決定するものとされております。

次に、2 の本県の最低賃金の状況についてであります。地域別最低賃金の審議に当たりましては、厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対し地域別最低賃金額改定の目安について諮問し、当該審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら審議が行われますが、令和 2 年度の最低賃金額につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響を踏まえ、中央最低賃金審議会からの引き上げ額の目安は示されなかったところがあります。なお、地域別最低賃金の表示単位は、就業関係の多様化などの観点から、平成 14 年度から時間額表示に統一されております。

次に、産業別の特定最低賃金についてであります。労働者または使用者の代表者から一定の事業、職業についての最低賃金決定の申し出があった場合に、岩手地方最低賃金審議会で審議が行われます。特定最低賃金の改正状況につきましては、お手元に配付しております資料のとおりとなっております。本県の特定最低賃金は六つの産業に設定されております。そのうち、各種商品小売業と百貨店、総合スーパーにつきましては据置きとなっており、特定最低賃金が地域別最低賃金を下回っている各種商品小売業につきましては、全ての労働者に適用される地域別最低賃金が適用される状況となっております。

資料の 2 ページをごらんいただきたいと存じます。現在施行されている本県の地域別最低賃金は 793 円、全国加重平均では 902 円、最高額は東京都の 1,013 円となっております。岩手労働局によりますと、最低賃金の履行確保を図るため、事業者に対し年間を通しての周知や指導を行っているほか、最低賃金額改定後におきましては、最低賃金の履行確保を主眼とする指導監督を行っているとのことでもあります。

次に、3 の国及び県の中小企業支援策についてであります。国では中小企業の相談窓口の開設、紛争解決の支援を実施しており、本県におきましては岩手県社会保険労務士会やいわて産業振興センターが受託して対応しております。そのほか、国の業務改善助成金

による企業の賃金引き上げの取り組み支援なども実施しております。県におきましては、産業振興や企業の収益力向上に向けた取り組みを評価し、最低賃金も含めた地域の賃金水準引き上げにも反映されるよう努めているところであります。以上で説明を終わります。

○**ハクセル美穂子委員長** これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**軽石義則委員** まず、東北各県の中における岩手県の最低賃金の位置取りを、県としてどのように受けとめているか、お聞きします。

○**金野労働課長** 本県の最低賃金の水準であります。東北では下から2番目のグループになっております。資料にありますが、1位は宮城県、2位が福島県、3位グループとして青森県、岩手県、山形県、4位として秋田県となっております。

○**軽石義則委員** そのことはわかっています。それをどう受けとめているのかをお聞きします。

○**金野労働課長** 失礼いたしました。本県の最低賃金につきましては、公益、それから労働者、使用者の代表から構成される岩手地方最低賃金審議会において、十分な審議を経て答申されたと承知しております。その結果につきましては尊重すべきものと考えております。ただ、本県の最低賃金につきましては、東北も含め、全国でいまだ低位の水準にあると考えております。今後も産業振興に向けた取り組みを通じまして、県民所得の向上と最低賃金の引き上げにつながるよう、さまざまな施策を展開していきたいと考えております。

○**軽石義則委員** そういう意識を持ってこれまでも対応されてきていると思いますが、議会においても、岩手県の最低賃金の低さによって労働人口が県外に流出しているのではないかと議論されているのですから、岩手地方最低賃金審議会は岩手労働局の業務であるかもしれませんが、県としては、いわてで働こう推進協議会の中で、公労使が向かい合って全体的な条件整備をして、労働力の確保をどうするかという議論をさせていただいていると思っています。いわてで働こう推進協議会では、コロナ禍によって今後ますます労働人口の確保が非常に厳しくなるのではないかとと言われておりますが、そういうもろもろの環境も含めて、最低賃金の水準のあり方について、東北地方の中で1番とは言わないまでも、岩手県に残って働こうという思いを持てるような水準にしていこうと努力されていると思うのですが、その状況についてお聞きします。

○**金野労働課長** 賃金水準の違いによる労働人口の流出は、考えられることではありますが、いわてで働こう推進協議会におきましては、直接的に最低賃金を引き上げるようなところまでの議論はしておりません。例えばいわて働き方改革推進運動の展開等によりまして、賃金等も含めた労働環境の改善や、企業の魅力の発信といったことも含めて全県で取り組んでいるところであります。また、岩手労働局とも連携いたしまして、県内の関係団体や企業等に対しまして、正規雇用の拡大や安定的な雇用の確保、賃金の改定等も含めた労働環境の改善について要請等を重ねているところであります。

○**軽石義則委員** 最低賃金が適用になっている皆さんは、エッセンシャルワーカーと言わ

れる業種が多くて、非常に困窮した生活をしているという声も聞いております。それを改善することによって全体の水準も上がっていくのではないかと。賃金は労使が決めることですので、一方的に行政側が示す金額ではないということは承知しておりますが、岩手県の公契約条例である県が締結する契約に関する条例においても、全体の水準を上げていこうという努力をしていただいております。その影響は出ているのでしょうか。

○**金野労働課長** 県内の賃金基準であります。最低賃金の大幅な引き上げ等もありまして、全体的には引き上がっていったものと承知しております。

○**軽石義則委員** 水準が上がっているということであれば、岩手県の労働力確保もプラスになりつつあると。今の答えでは、完全にプラスになっているとは多分言い切れないのではないかと思います。最低賃金が完全に守られているかどうかは、労働局が監督業務として進めることですが、県にも労働委員会を含めていろいろ窓口があります。そこに最低賃金が守られていないという相談や訴えはあったのでしょうか。

○**金野労働課長** まず、最低賃金の履行状況であります。いわゆる公契約条例において、特定県契約の相手方の事業者からは、賃金の支払い状況等の報告を定期的に求めているところであり。その中では最低賃金違反という事例は見受けられなかったところであり。

また、各種相談機関に、最低賃金が守られていないという相談があったかということについては把握しておりませんが、岩手労働局の公表資料を見ますと、令和2年度に最低賃金違反の発生はなかったと承知しております。

○**軽石義則委員** 表に出ないところで抱えている課題がある可能性もゼロではないと私は思っておりますので、岩手労働局としっかり連携をしていただきたい。労働局が監督権限を持っている以上、労働局の業務ではありますが、現状を把握して、県内の中小企業をどう支援していくかというのは皆さんの役割でもあると思います。働く側として、最低賃金のレベルは数字として誰もが注目しています。経営する側も今はどうやって働き手を確保していくかということが最大の課題であると聞いております。それらがしっかり連携を取れるように調整するのが、県の役割ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○**金野労働課長** 最低賃金は法律上絶対に守らなければいけないものでありますので、岩手労働局とも連携しながら、各機会を捉えて法の周知や遵守について普及啓発をしてまいりたいと考えております。また、賃金だけでなく労働環境全般が引き上がるよう、いわてで働こう推進協議会等を通じまして、県内企業の意識啓発等にも取り組んでまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** 最後にしますが、岩手労働局で作成した資料や情報を持っていると思います。どのような職種、年齢層で、またどういう方々に最低賃金が適用されているのかという情報をしっかり収集していただいた上で、今後の対策を進めていただくことが、県や市町村にとってもプラスになるし、経営者にとっても非常に経営しやすい環境づくりにつながっていくと思いますので、そのことをお願いして終わります。

○川村伸浩委員 今回の最低賃金の関係で一番苦慮されるのは、コロナ禍という状況の中で、どういった対応ができるのかということだと思います。岩手県の場合、大企業というのはほとんどないので、中小企業や小規模な経営者といった中で、労働者の労働の対価として最低賃金を守っていくことは非常に大切なことであります。また、経営する側も永続していくために経営が非常に大切になるのでありますが、コロナ禍における現在の中小企業の経営状態を、県ではどのように捉えているのかお伺いします。

○関口経営支援課総括課長 県では毎月、商工指導団体を通じて、中小企業者、商工会、商工会議所の会員に対して経営状況等を調査しております。直近の調査結果について申し上げますと、2月における前年同月比の売り上げ変化についてであります。ゼロ%から20%減が40%、21%から40%減が28%、41%以上減が30%となっております。業種別においては、41%減と回答した割合が、宿泊業では61%、飲食業では49%、運輸業では33%となっており、これらの業種においては依然として売り上げが厳しい状況となっております。

○川村伸浩委員 今回のコロナ禍にあつてこのくらいの落ち込みというのは、中小、特に小規模経営者にとっては非常に厳しい経営状況にあるというのがわかりました。労働者に対する対価として、1,000円を目標に時間をかけて最低賃金を上げていこうという国の姿勢は見られますし、県内の経営者もそういったところを考えながら経営されているとは思いますが、我々もコロナ禍における経営状況というものも十分に認識しながら、事に当たっていかなければいけないのかなと思っております。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第42号令和3年度岩手地方最低賃金改正についての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第43号2021年度最低賃金引き上げに関する請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「一部採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○ハクセル美穂子委員長 再開します。

本請願については、項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例では請願中採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとして一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合には、項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で請願項目の1の(1)のアを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ハクセル美穂子委員長 起立全員であります。よって、請願項目の1の(1)のアは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の1の(1)のイを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ハクセル美穂子委員長 起立全員であります。よって、請願項目の1の(1)のイは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の1の(1)のウを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ハクセル美穂子委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(1)のウは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の1の(2)のアを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ハクセル美穂子委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(2)のアは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の1の(2)のイを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ハクセル美穂子委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1の(2)のイは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で1の(2)のウを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ハクセル美穂子委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1の(2)のウは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の1の(2)のエを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ハクセル美穂子委員長 起立全員であります。よって、請願項目の1の(2)のエは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目1の(3)を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○ハクセル美穂子委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(3)は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○ハクセル美穂子委員長 起立全員であります。よって、請願項目の2は採択と決定いたしました。

なお、ただいま一部採択と決定した請願につきましては、国及び関係機関に対して意見書の提出を求める項目がありますので、本定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○ハクセル美穂子委員長 なお、ただいまお手元に配付いたしました意見書のうち、国宛て最低賃金改正等に関する意見書の文案中、項目の1の(3)、それから2の(1)、3は先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。以上により、ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。

これについて御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は修正案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすること決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって商工労働観光部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 通告していた質問に入る前に、通告していなかったものを1点だけ。きょうのニュースで、景気動向の発表があったようですが、その状況等をどう受けとめているのか、それは最後にお聞きしますので、まずは通告していたほうを質問します。コロナ禍によって、どの商店街も非常に厳しい状況にあると皆様方も承知していると思います。肴町商店街の再開発は盛岡地域の課題ではありますが、県内全体にも波及する課題ではな

いかと思い、これまでもいろいろお話をしてきました。現状、計画も大分進んでいると聞いているのですが、当部としてどのように現状を把握しているのか、また、その対応について考えていることがあればお聞きします。

○関口経営支援課総括課長 旧ななっくの跡地開発を行う中ノ橋通一丁目地区市街地再開発準備組合で実施している事業内容については、二つの街区により構成されております。旧ななっく跡地の西街区は3階建ての商業、業務施設として店舗や自走式駐車場を整備するものであります。その東側の東街区は、22階建ての共同住宅として整備し、低層部には国道106号に面して店舗を配置し、西街区や令和3年開業予定の盛岡バスセンターと一体となった連続的なにぎわいの場を整備するものとなっております。なお、西街区については令和6年度の開業、東街区については令和9年度の開業を予定しております。

今後の取り組みについてであります。本再開発事業は土地の高度利用、都市の防災、観光上、中心市街地の活性化に寄与することから、国の社会資本整備総合交付金等を活用しながら進めることとされており、まずは西街区の令和6年度の開業に向けて、令和3年度に調査設計、令和4年度に西街区の移転解体工事、令和5年度に建設工事を行う予定と聞いております。

今後、市街地再開発準備組合あるいは肴町商店街などが連携して、再開発を通じた商店街の活性化、にぎわいの創出が進められるよう、盛岡市と協力しながら進めていく所存です。

○軽石義則委員 具体的なこれからの計画の説明もありました。本来は盛岡市が主体的にやるべき仕事であると思いますが、盛岡バスセンターは岩手県の交通の要所であり、その連携によって県内全体の人集まりもプラスになります。人の流れがそこで形成されるだろうということもこれまでお話をしてきました。整備そのものは県土整備部の役割ということで、今回予算も審議されておりますし、最終日に決まれば進められると思います。建物の部分についてはそのような進め方でもいいと思うのですが、商店街の活性化、いわゆる商工業の足腰を鍛えてしっかりと支えていける、継続していけるようにしていくのは、まさに当部の役割ではないかと思うのですが、どうお考えですか。

○関口経営支援課総括課長 商工指導団体が行っております専門家派遣事業というのがあります。こういった事業などを活用しながら、商店街あるいは再開発準備組合が行う新たなまちのにぎわい創出につながる事業、計画づくりなどを支援してまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 支援とは、言葉では非常に聞きやすいのですが、具体的にどのような支援がされるのかということを知りたいというのを現地の皆さんは期待していると思うのです。今予算もないはずですので、具体的な支援方法はと聞かれても困るかもしれませんが、これまで支援してきた経過、結果、また新たに国や盛岡市と連携してやらなければならないと思っている具体的な事業があれば、お示し願います。

○関口経営支援課総括課長 今回の計画は、ハード整備を先行しながら進めると聞いてお

ります。それを上手に活用しながら、今、軽石委員から御説明があったように、人がそこに流れていくような仕組みづくり、あるいは商店街、所有者が独自に計画するイベント事業等、国のG o T o 商店街等の事業もありますので、上手に効果を発揮できるよう、商工会議所や盛岡市、あるいは必要に応じて専門家等の助言をいただき、先進地等の事例なども参考にしながら関係者で継続的に意見交換などをしてまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 肴町商店街に限らず、盛岡市全体に効果を出すためには、盛岡市商工会議所または岩手県中小企業団体中央会の連携も必要だと思いますし、経済団体のみならず金融業の皆さんとも連携しなければならないことも多くあると思います。これは盛岡市の仕事だと言わないで、盛岡市をしっかりサポートすることによって、県内全域のどの商店街にもよい事例になるのではないかと思います。今岩手県内は非常に厳しい環境に置かれています。沿岸、県北地域はさらに厳しさが増すのではないかという声もあります。あのような事業をしていけば私たちの商店街も生き残れる、地域の皆さんに大事にもらえるという事例をつくって、つないでいくのが県の役割ではないかと思っておりますが、最後に部長から、一言聞いて終わりたいと思います。

○戸館商工労働観光部長 軽石委員御指摘のとおり、盛岡バスセンターは県内から県民の皆さんが集まってくる一つの拠点でもあります。また、盛岡駅と盛岡バスセンターの間も、中心市街地として、機能を高めていく必要があると思っております。

盛岡市は、商店街のにぎわいや魅力を楽しむ中心市街地の形成、あるいはまちなか居住の促進も掲げておりますので、それが達成されるように、県としてもバックアップをしていきたいと思っております。

○軽石義則委員 最初の質問について、お聞かせください。

○似内企画課長 県内企業の景気の動向であります。盛岡市の財務事務所が調査した結果を御報告させていただきます。令和3年1—3月期と前年同期を比較した場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊業、飲食業を中心に売上げが非常に落ち込んでおります。県としましても大変厳しい状況になっていると捉えています。

○軽石義則委員 きょう発表になったばかりなので、対応もこれからだと思いますが、これまでやってきたことや、さらにこれからやらなければならないことなど、お考えがあればお聞かせ願います。

○似内企画課長 宿泊業を中心に、県内中小企業はまだ大変厳しい状況です。今後、新型コロナウイルス感染症の状況等がどうなるかもありますが、必要に応じて社会、経済を回していくための対策を検討していかねばならないと考えています。

○軽石義則委員 議会でもかなり議論されておりますし、私のところにも県からの40万円の支援はいつなのだ、早くという声はかなり寄せられております。そのことを含めて、安心できる情報伝達や対応をお願いして終わります。

○高橋但馬委員 観光業の支援策について質問させていただきます。私も予算特別委員会の総括質疑で質問させていただいたのですが、緊急事態宣言も2カ月半ぶりに全面解除に

になりましたし、3月17日に岩手県を初めとする32県の知事連名で、G o T o トラベル事業の段階的な再開に係る緊急要望も上げられております。県として国のG o T o トラベルの再開時期や対象地域など、現時点で制度設計をどのように見きわめているのかお知らせください。

○高橋観光・プロモーション室長 国のG o T o トラベルに関しまして、西村経済再生担当大臣が、3月7日（後刻「3月8日」と訂正）に出演した番組におきまして、都道府県単位といった地域ごとの再開を想定していると報道されたところであります。さらに、委員からもお話がありましたとおり、きのう国の緊急事態宣言は全国的に解除されたことから、G o T o トラベルの再開時期はいつなのか、対象地域が限定されるのか、割引率はこれまでどおりなのかなど、観光庁等からの情報収集に努めておりまして、国の対応を見きわめているところであります。

○高橋但馬委員 県でも情報収集をしっかりやっていただいて、いち早くお知らせすることが大切だと思います。よろしく願いいたします。

先日の部局別審査のときに観光・プロモーション室長から、県として今後の感染状況を踏まえながらやらないわけではないという答弁をいただきました。必要に応じて宿泊業への支援策を考えていかなければならないと思うのですが、どのようになっていますか。

○高橋観光・プロモーション室長 宿泊業への支援策についてであります。支援の方法は経営を直接支援する給付金等と、宿泊割クーポン等による消費喚起があると考えております。消費喚起策につきましては、消費者の消費意欲の高まりが必要であり、緊急事態宣言が解除されてもG o T o トラベルの開始が明確ではない状況では難しいところがあります。

今般直接給付に重点を置くことが必要と判断し、本2月定例会におきまして、地域企業経営支援金支給事業の補正予算を組ませていただいたところであります。

今後におきましては、一日でも早く宿泊事業者が集客できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

なお消費喚起策につきましては、国の動向を見きわめながら、必要に応じて支援策を検討してまいりたいと考えております。

○高橋但馬委員 県としてもその辺は考えていると受けとめたいと思います。これからG o T o トラベルが再開されて、宿泊業の稼働が上がってくることは非常に喜ばしいことだと考えております。ただ、県の宿泊割でもいいのですが、国の支援制度と県の支援制度が重複することで、売掛金地獄に陥る可能性があります。この前も関連質問でお話しましたが、宿泊業はお金が回っていない状況です。売掛金とは相手から後からお金が入ってくる、言ってみれば飲み屋のツケのようなものだと考えるのですが、宿泊施設のキャッシュフローが今非常に厳しい状況にあるということを考えていただきたい。今の観光業者においては、支援を重ね合わせる瞬間的な風速よりも、息の長い支援が必要だと考えています。G o T o トラベルが終了した後や東北デスティネーションキャンペーン後の冬、冬場

はもともと閑散期で厳しくなりますし、今もG o T o トラベルが再開されるまで動いていない状況です。そのようなときこそ宿泊割という県単独の支援が必要だと思います。

他県の状況も新聞等で報道されています。宿泊割などいろいろな支援があると思うのですが、県としていつやりますと出すことで、宿泊業者はG o T o トラベルが再開されるまでの計画ができると思うのです。部長はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○戸館商工労働観光部長 瞬間的な支援ももちろん大事ですが、宿泊事業者の皆さんが、この先々しっかりと経営を継続していけるような支援策も、責任を持って立案しなければいけないと思っています。

今のタイミングとしては直接的な給付が必要と考え、補正したところでありますので、まずはこれに力を入れていきます。

消費喚起策については全く蓋をしているわけではなく、瞬間風速で国の支援策と重なって、ただ需要を先食いして、その先はとまってしまうというのでは、あまり意味のあるものとはなりませんので、国の制度設計を見きわめながら、支援策を講じてまいりたいと考えております。

○高橋観光・プロモーション室長 済みません。先ほどの答弁を訂正させていただきます。西村経済再生担当大臣が3月7日に言ったところを3月8日に言ったと訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○ハクセル美穂子委員長 この際、換気のため11時15分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○ハクセル美穂子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐々木朋和委員 通告しておりました質問をする前に、先ほどの観光の話で1点だけ、東北デスティネーションキャンペーンのCMが16日からスタートして、のぼりも掲げて、いいなと思っているのですが、心配されるのは宮城県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大です。独自の緊急事態宣言も発令されているということで、東北DC全体の計画や練っていた仕掛け等に何か影響等出ているのか、あるいは出そうなのか、認識をお伺いしたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 東北DCの関係であります。宮城県の緊急事態宣言が先週の金曜日に発令されたということで、こちらでも非常にびっくりしたのですが、その夜にJR東日本を初めいろいろ情報交換をいたしまして、東北DCそのものは予定どおり行うということで、関係者で了解しております。ただし、4月3日に予定しておりますオープニングセレモニーについては、東京駅から特別の企画列車が走ってきて福島県や宮城県、そして盛岡駅で行うのですが、宮城県についてはJR東日本でも見直しが必要という話を伺っております。盛岡駅でのセレモニーは予定どおり進めることで調整段階にあります。基本的にフレームはそのまま継続して行いますが、部分的には配慮が必要だろうということで検討しているところであります。

○佐々木朋和委員 感染状況が読めないところもありますが、先ほど高橋但馬委員がおっしゃったように、県内で回す対策として臨機応変に対応していただきたいと思います。

では、通告していた質問に移ります。いわてものづくり産業人材育成・確保・定着指針について伺います。一般質問において、県教育委員会に高校再編の兼ね合いについてお尋ねしたところ、商工労働観光部との意見交換では、大手立地企業において地場企業への部品や生産ラインの設計から生産までの一括発注の意向が強まっており、これに向けた3次元技術を基礎とした設計や生産技術の習得、さらにはIT、AI等の活用を図る技術を求められている状況にあるというような言及があったとの答弁をいただいております。これまでは、高等技術については高等教育機関に求められていると認識しておりましたが、今回、県南地域の統合基幹校ができることになれば、そこに担わせるという意味なのでしょうか。

○金野産業集積推進課長 現在のものづくり産業におきましては、生産や品質管理にAIやIoTなどの導入が急がれています。技術者の必要性が増しているところであります。こうした中、県南地域のものづくり企業の人材ニーズは、機械や電気、電子など基礎的な知識、技術のみならず、3次元技術や機械制御、ITなど広範囲に及んでおりまして、各企業は従業員の育成に長い時間を要していると同っております。

ものづくり企業が新規高卒者に求める人材像は、機械加工や3次元技術をベースとしながらも、今後の受注増に対応するため発想力や現場でのコミュニケーション力を発揮し、さまざまな問題を解決する力、言い換えれば生産性を高めていくための問題解決型の人材などとされています。工業高校の再編に当たりましては、このような企業の人材ニーズに応えられる者となるよう期待しているところであります。

○佐々木朋和委員 私の地域でも企業からよく聞くのは、一関工業高等専門学校生にアクションを起こしているけれども、なかなかという話であります。県南地区の基幹校ができることによって、そういった人材が配置されるのであればいいと思うのですが、期間は3年間しかありません。育成指針にも、高校では基礎的な技能を習得し、さらに高度な技術をと書いているのですが、どこまで担わせるのかという課題があります。高校再編の議論をしていますが、高度人材をつくるというだけで、抽象的であり、なかなか見えなかったと思います。ものづくり産業に携わっている当部として、県教育委員会との話し合いの中で、高校の3年間と高等教育機関ではそれぞれこういうことをとといった、具体的な話し合いはあったのでしょうか。

○金野産業集積推進課長 県教育委員会との話し合いでは、常に情報交換をしているところであります。いわてものづくり産業人材育成・確保・定着指針の中でのすみ分けといたしますか、整理の仕方でいいますと、ものづくり産業において求められる技術、知識の幅が広がっているということで、先ほど御答弁させていただきました問題解決型の人材育成については、岩手大学、岩手県立大学、岩手県立産業技術短期大学校、一関工業高等専門学校といった県内の高等教育機関相互の連携の中で進めることはもちろんですが、あわせま

して県内の高校と高等教育機関との連携を通して進めていくということにしております。

各高等教育機関での専門的な知識や技術の習得、各工業高校での電気、電子、機械といった専門科目等の履修、ここが相互に連携することによりまして、人材育成を進めていくということにしております。同様に私どもも、進学校向けのものづくり産業の仕事や個別企業を知ってもらう取り組みを進めております。このように、ものづくり産業で将来活躍いただけるような人材の底上げを図っていく取り組みを進めているところであります。

○佐々木朋和委員 同じく一般質問の答弁の中で、県内の工業高校出身者の中には、こういった分野で活躍する人材が出始めており、今後需要の拡大が見込まれることから、それに対応した人材の育成、確保が重要であるという認識で、県教育委員会と商工労働観光部は一致しているという答弁があったのですが、そのような人材は工業高校卒業後すぐに企業に就職して活躍されているのか、それとも高等専門学校に編入したり、大学に行った上で就職しているのか、どちらを想定して言うておられるのか教えていただきたい。また、現在どのぐらいの人数が活躍されているのか、今後の需要の見通しも教えていただきたいと思っております。

○金野産業集積推進課長 3次元技術を活用した設計開発や生産技術の分野で活躍する若手人材の中には、県内の工業高校を卒業後、ものづくり企業に就職して、企業内学園や社内でのOJT、社外での研修等を通じて成長を遂げている人もふえておりと認識をしております。

高度技術者、技能者の定義というのは特になく、お示しできる統計上のデータはありませんが、県内のものづくり産業におきまして、3次元デジタル技術等の付加価値向上に資する技術、知識、経験を備えた人材の需要は、工業高校の卒業生も含めまして、ますます拡大していくものと考えています。

○佐々木朋和委員 今回の統合について県教育委員会は、ものづくり産業から高度人材育成の声があることを大きな柱として統合校をと言っております。商工労働観光部との話し合いの中でもそのような話が出ていると、県教育委員会も認識しているとのことでしたが、今の話では、企業に就職してから企業内学園等で技術を身につけていると。そのような実態の中、工業高校ではどのぐらいの技術の習得が求められているのか。またそれは3年間で学び切ることができるのか。そういった具体的ところが今の答弁では見えてこないのですが、その点について教えていただければと思っております。

○瀬川ものづくり自動車産業振興室長 実際にその企業に行ってみないと、工業の中身がわからないことがたくさんあります。県内地場企業のほとんどは中小企業で、量産型と非量産型にわかれます。非量産とは、オーダーメイド的に部品や機械をつくることであります。工業高校は機械と電気を中心に行っていますが、企業では実際にはほとんどが付加価値化して、制御やIT、AIをどんどん導入していくのです。

ところが、工業高校では技能を教えているのです。基本となる旋盤やマシニングなどの技術を教えます。工業高校生にけがをさせてはいけませんので、基本的に教育は、あれをし

てはだめ、これをやってという管理型になります。その次のステップとして、それをどう問題解決に生かすかというところまでいきます。例えば、県立黒沢尻工業高等学校専攻科では、どういう技能とどういう物を組み合わせて何をつくる、そしてそれが企業にとってどういう課題解決につながるのかという考える力をつけさせます。ですから、まず工業高校では技能をきちっと身につける。岩手県には、1,000分の1ミリメートルの公差を満たす技術を持った工業高校生がたくさんいます。そのような子たちが、賃加工や下請型の会社に入るのではなくて、利益の高い企業に入っていただくことが求められています。一関工業高等専門学校や県立黒沢尻工業高等学校専攻科、県立産業技術短期大学校等で学んだ人材を求める企業が多いため、今の定数では全然応え切れないというのが実態ですが、優秀な工業高校生を採って、育てられる企業もあります。高卒技能員で入り、給料をもらって一、二年間、企業内学園で勉強して、エンジニアとして帰ってくる。だからこそ、岩手県はほかの県に比べて競争力が高くなっているのだと思います。

○佐々木朋和委員 お話を聞いてよかったと思います。大変重要な視点だと思っておりました。工業高校の卒業生たちからは、確かに施設は古いが、仕組みを学ぶことが大事なのだという話を聞きます。企業には、そんな昔の機械はないかもしれません。それは工業高校の施設が古くていいと言っているのではないですよ。でも、統合校になって、基幹校にさえすれば、基礎的なところから応用編まで全部できるような議論になっているように思えて、そうではなくて、基礎的な部分をしっかり学んだ上で、先ほど言った問題解決能力をどのように習得していくか、次の学校への進学の流れなど、キャリア形成全体を責任を持って議論をしなければいけないと思っておりました。今のお話の中でそのような部分も感じられて非常によかったと思っております。

最後に別の質問です。復興局の予算審議の中で、震災伝承施設の周遊の話をしていただきました。復興局でも一生懸命やっただいておりましたが、県内の観光施設を周遊させるためには、現地に観光人材の目が必要だと思っております。そのような目を持った方に、お客様が求めているニーズは何か、どのように周遊させればいいのか見ていただきたいという思いがありました。今般、観光課総括課長そして商工労働観光部長を務められて、復興防災部の部長になられるというのは、大変すばらしい巡り合わせだと思っております。これから津波伝承施設を核とした県内の観光遺構の周遊、そして県内の周遊をどのようにやっていこうと思われているのか、部長にお話を聞いて終わりたいと思います。

○戸館商工労働観光部長 復興の過程を通じて、伝承施設も各地域にできてきておりますし、そこをつなぐ地域高規格道路も年内には完成する予定となっております。実際にそこを観光や震災学習で巡る方々の動きを考えますと、中にはそういう施設だけを回る方もいらっしゃるかもしれませんが、ほとんどの方はそれ以外の観光、例えばマリンスポーツなども楽しみながら周遊、滞在していくと思われしますので、そういった情報もしっかりお伝えしながら、特に県民の皆さんに地元をよく知っていただきたいので、岩手県内にそういう攻めた観光資源、楽しめる場所があることをしっかりお伝えして、周遊していただきたい

いと思っております。ポジションは違いますが、そういった姿勢で臨んでまいりたいと思います。

○高橋はじめ委員 高橋但馬委員と佐々木朋和委員が観光振興についていろいろ質問をされておりました。私も関連して何点かお尋ねします。今現在G o T o トラベルがとまった状態で、いつどんな形で再開されるのか不透明な状況です。また、地元割もどこか中途半端に終わったような感じがしてなりません。予算特別委員会の審査の過程でも、再開を求める声などいろいろありました。予算は承認されましたが、新年度、東北DCの関係がどう動くのか、新型コロナウイルス感染症の関係もあり、全国からそんなにたくさん誘客を望めないような気もしています。

そうした中で、地元割をもう一回考えるべきではないかと。新年度に補正予算を考える必要があると思っておりますが、検討する余地があるのかどうか、現時点での考えをお伺いします。

○高橋観光・プロモーション室長 地元割の次の施策の御提案についてであります。4月から東北DCもスタートいたしますし、先ほど御答弁申し上げましたとおり、国のG o T o トラベルも再開する見込みであります。そういった状況や新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえまして、今御提案いただいた部分も含めまして検討してまいりたいと考えております。

○高橋はじめ委員 問題は、観光産業全体のところで、どうやってお金を循環させていくかだと思うのです。食堂やお土産店の多くが開店休業状態のようになっています。

昨年の地元割を大手に任せたことが大きな反省ではなかったかと思うのです。確かに大手は、声をかけるにはいいかもしれませんが、きめ細かさという点は欠けていると思っております。大ざっぱに1人5枚、10枚という感じでやって、はけたらもう終わりという感じなのです。そこが大手と中小、つまり県内の旅行者との違い。どのように展開してお金を回していくか、きめ細かに声をかけながらやれるのが、県内の旅行者だと思えます。大手は一括でやるでしょうが、県内の旅行者は協会をつくって、お隣の秋田県や青森県、それから東北地方、全国と、行ったり来たり、やり取りしながら、今回はうちで送るから、そちらは今度送ってくれなど。動く数としては小さいかもしれませんが、そういう細かいところがどんどん積み上がって、初めてそれぞれの効果が出てくると、私はそう思っているのです。ですから、次に地元割をやるのであれば、丸投げと言えば失礼ですが、任せてしまえばそれで終わりではなく、予算を組んだだけの効果が、場合によっては2倍、3倍として跳ね返ってくるような事業にしていきたい。

次に、何度もお話ししていますが、五十数社の旅行会社のうち、約20社はバスを抱えています。そのバスは地域の交通の足にもなっているし、市町村のさまざまな活動にも活用されています。それが新型コロナウイルス感染症の影響で全く動きがないところもあって、非常に厳しい経営環境となっています。この前は別建ての予算で支援策を講じていただきましたが、もう少し利用したほうがいいということが一つ。

それから、県内各市町村には、世間にはあまり知られていないが、ここは絶対に見てほしいという地域のお宝が結構あります。それを知る地元の旅行業者をもっと活用していく必要があると思います。東北デスティネーションキャンペーンでも、大きな目玉のところしか回らない。そういう周遊ではなくて、有名なところに行ったら、その周辺にある地域のすばらしいところにも二、三カ所寄って見ていただけるように考えていく必要があると思います。今の時点では地元割は未検討だと思いますが、県内全体の経済を回すことも含めて、ぜひ今後の進め方について検討していただきたいと思います。

最後に、ただいま佐々木朋和委員からもお話がありました。戸館部長が新しい部に異動になるとのことです。商業、工業、観光は本県における経済の大動脈であります。先輩たちからしっかりと引き継ぎ、自分なりに展開して、今度は次の方にバトンタッチする時期だと思いますが、この間大事にしてきたことや今後もぜひ引き継いでいきたいことなど、部長の思いをお伺いして終わりたいと思います。

○戸館商工労働観光部長 今度復興防災部に参りますが、復興もなりわいの再生、そして被災地の経済をどう回していくかというところが大きな課題だと思っております。商工労働観光部で委員の皆さんから御指導いただいたことを生かしながら、新しい任務に従事していきたいと思っております。

商工労働観光部の職員については、主体はあくまで民間の事業者の皆様だということ、そしてその皆様の力をどういう形で応援していけるのかということに意を用いてきたつもりであります。事業者の皆様が将来にわたって持続可能な経営をしていくことができるように、そういう意味で人材というのが一つ大きなポイントだと思っております。きょう、佐々木朋和委員からも、ものづくり分野の人材のお話がありましたが、あらゆる分野においてしっかりとした人材が育って、そしてその方々が岩手県に定着をしてこそ、さまざまな労働条件を含めて企業の力というのは上がっていくと思いますし、ひいては県民の幸せにつながっていくと思います。この考え方を参考にさせていただきながら、後任の部長にも当たっていただきたいと思っております。

いろいろ御指導いただき、ありがとうございました。

○高橋はじめ委員 言葉足らずで済みませんでした。年度末で退職される方におかれましては、長年大変御苦勞さまでございました。また異動される方も、引き続き県勢発展のために御活躍いただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第40号県立都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫都市計画課総括課長 議案（その2）の138ページをお開き願います。議案第40号県立都市公園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、議案説明資料の1ページをごらん願います。初めに、1、改正の趣旨ですが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものです。

次に、2、条例案の内容ですが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、箱書きに記載のとおり、本条例で引用している条項に移動があったため、条例第2条の4について、第2条第13号を第2条第15条に改めようとするものです。なお、今回の改正により条例の内容に変更はありません。

次に、3、施行期日ですが、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第41号県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○辻村技術参事兼建築住宅課総括課長 議案（その2）の139ページをお開き願います。議案第41号県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案説明資料2ページをお開き願います。まず初めに、1、改正の趣旨であります。県営特定公共賃貸住宅への入居者の手続を改めるなど所要の改定をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容について御説明申し上げます。まず、(1)、入居者資格について所要の改正をすることではありますが、これは入居者資格につきまして県民にわかりにくい表現があったことから、紛れが生じないよう規定を見直すものであります。具体的には、

応募要件といたしまして、改正前の条例第4条第1項第1号から第3号までの要件のいずれかに該当するものであり、かつ入居者及び同居者が暴力団員でないことを求めると明示するものであります。

これにつきましては、議案には省略部分が多くありますことから、補足資料をおつけしておりますので、議案説明資料の3ページをお開きください。改正前の条文、左側をごらんください。こちらですと、入居できる者は(1)から(4)のいずれかに該当する者とされていたところであり、この条文では、暴力団員でなければ入居できると解釈することもできてしまいますが、実際は、(1)から(3)のいずれかに該当する者であり、かつ暴力団員でないことを求めているところであり、今回の改正後により明示しようとするものであります。

では、再度議案説明資料をお開き願います。次に、(2)、入居の手続を改めることとなります。これは家賃債務に係る機関保証制度の導入に伴いまして、機関保証制度を選択する場合には、入居請書における連帯保証人の連署は不要とするため、詳細を規則で定めることとするものであります。

機関保証制度につきましては、中段の表に記載のとおりであります。入居に当たりまして連帯保証人を確保するか、もしくは県が公募し覚書を締結した保証業者と家賃債務保証委託契約を締結することで入居可能とするものであります。なお、県営住宅におきましては、住宅に困窮する低額所得者の支援につながることや、規則の改正で対応が可能であったことから、先行して昨年10月から制度を導入しているところであります。

次に、(3)、その他、所要の整備をすることとなります。これは今回の改正に伴いまして、第37条に引用する条文の整理をするものであります。

次に、3、施行期日についてですが、公布の日から施行することとしております。これは県営特定公共賃貸住宅におきましては、入居者の随時募集を行っているためであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**軽石義則委員** 県営特定公共賃貸住宅について、県営住宅は一括だという認識を持っていましたので、改めて勉強させていただきました。県内に県営特定公共賃貸住宅は何戸あって、空き状況どうなっているのか、また、募集に対してどのぐらいの募集があつて、待機している方は何人ぐらいいるのかお示し願います。

○**辻村技術参事兼建築住宅課総括課長** 細かい数字は今わかりませんので、ざっくりとした感じで御説明させていただきます。

この特定公共賃貸住宅につきましては、いわゆる県営住宅より若干所得のある中間階層の方に向けて県が整備している住宅であります。盛岡駅西口にある少し高層の建物がそうですし、北上市や花巻市宮野目にも、数は少ないのですが、中堅所得者向けの住宅として整備しております。

入居の状況についてであります。県営住宅と同じぐらいの入居状況でありまして、お

おむね埋まっております。盛岡駅西口にある特定公共賃貸住宅につきましては、場所がよろしいものですから、希望者が多くいらっしゃいます。

○**軽石義則委員** 一般の県営住宅と家賃も違うのではないかと思いますのですが、その差はどのくらいなのか。

○**辻村技術参事兼建築住宅課総括課長** 家賃の関係ではありますが、収入のいかんを問わず、定額で家賃を頂戴しております。建設場所、建設年次、これは建物の整備費用から計算する立てつけになっております。盛岡駅西口にある特定公共賃貸住宅が一番新しいのですが、ここで7万円台後半ぐらいとなっております。一方、整備が早かった花巻市宮野目や北上市にある特定公共賃貸住宅であれば、おおむね5万円となっております。

先ほどお尋ねがありました特定公共賃貸住宅の入居の状況についてであります。現在の管理戸数が34戸、令和2年度に新規で2戸入居いただいているところであります。最近の入居の応募状況が芳しくない状況になっております。

○**軽石義則委員** 家賃が7万円前後であれば、入居したいという人もかなりいるのではないかと想像するのですが、満室になっていない背景を、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○**辻村技術参事兼建築住宅課総括課長** 盛岡駅西口は別といたしまして、既存の特定公共賃貸住宅は建設年次が古いですし、立地場所にも要因があると考えております。

○**軽石義則委員** 今は新しいものがどんどんできているので、当然競争には勝てない。そうだとすれば、県の施設として、しっかり改修して入りやすくする。県民の皆さんに提供するサービスを充実していくことも必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**辻村技術参事兼建築住宅課総括課長** まさに軽石委員がおっしゃるとおり、せっかく公費を使って建てた施設でありますので、空き室は、特定公共賃貸住宅に限らず、公営住宅の最大の課題だと思っております。現在、岩手県公営住宅等長寿命化計画を見直しているところであります。例えば、一般公営住宅のほうが特定公共賃貸住宅よりも応募倍率が高いものですから、あまり要望がないようであれば、将来的に一般公営住宅に振りかえるなどの手だてを講じられるのではないかと考えております。予算との兼ね合いもありますので、棟を新しくすることはなかなか難しいところがあります。入居率のアップを図るために、まずはやれることから検討させていただきたいと思っております。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**ハクセル美穂子委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から、津波浸水想定についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○**上澤河川課総括課長** お手元に配付しております津波浸水想定についてをごらん願います。現在県が進めております津波浸水想定について御説明申し上げます。

これは、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、各都道府県において設定されるものでありまして、本日は法律の概要や、昨年国から公表された津波浸水想定との違いについて御説明させていただきます。

次のページをお開き願います。初めに、津波防災地域づくりに関する法律の概要についてであります。この法律は東日本大震災の経験を踏まえて、ハード、ソフトの施策を総動員させる多重防御の発想によりまして、津波防災地域づくりを推進することとして、平成23年12月7日に成立しております。この法律では、国土交通大臣は津波防災地域づくりの推進に関する基本方針を定めることとされており、基本方針では津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項や基礎調査について、指針となる事項、津波浸水想定の設定について指針となるべき事項などを定めるものとされています。

この基本方針に基づき、都道府県は基礎調査として、津波による災害のおそれのある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況等に関する調査を行い、基本方針に基づき、かつ基礎調査の結果を踏まえて、津波浸水想定を設定し公表することとされています。

津波浸水想定が設定、公表されますと、都道府県知事は津波災害警戒区域等の指定が、市町村は津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画、いわゆる推進計画を作成することができるようになります。

次のページをお開き願います。続きまして、昨年国が公表した津波浸水想定と、県が現在進めている津波浸水想定の違いについて御説明します。表の左側に国の取り組み内容、右側に県の取り組み内容を記載しております。まず、国の津波浸水想定についてですが、国は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に関連し、被害想定や防災対策の検討を進めることを目的として、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの断層モデルの検討結果や津波高、浸水域等の推計、公表を行いました。これは、日本海溝・千島海溝モデルのみの浸水域分布を作成するもので、国ではこの浸水想

定を踏まえて日本海溝・千島海溝沿いで想定される最大クラスの地震、津波による人的、物的、経済的被害の想定や想定される被害を軽減するための防災対策の検討などを行うものです。

これに対しまして、県が進めている津波浸水想定は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、避難対策等の検討に資することを目的として、最大クラスの津波を想定した津波浸水想定の設定、公表を行うものです。この浸水想定の見直しに当たって、最大クラスの津波が発生すると想定される断層モデルにつきましては、高度な知見と広域的な見地を要することから、国からの提供を受けて行うこととしており、昨年4月に国から日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の断層モデルが公表されたことから、本県における津波浸水想定の見直しに着手したところです。

国の津波シミュレーションが日本海溝・千島海溝モデルのみを対象とするのに対して、県では、中段の図のように、複数の断層モデルでシミュレーションした浸水域を重ね合わせ、それらを包括した最大となる浸水域分布を作成しました。具体的には、本県沿岸部を24の地域海岸に区分し、地域海岸ごとに明治三陸地震、東日本大震災、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波となる複数の断層モデルでシミュレーションした浸水域を重ね合わせ、最大クラスの津波を包括した浸水想定を作成しました。現在、地形データの精度、防潮堤の波形条件など、津波浸水シミュレーションを実施するための基礎条件を確定したところであり、令和3年度末までの公表を目指して取り組んでまいります。以上で説明を終わらせていただきます。

○大久保港湾課総括課長 宮古港長期構想について説明いたします。お手元には、宮古港長期構想の本編と概要版を配付させていただいておりますが、概要版をもとに説明させていただきます。

宮古港長期構想は、素案段階のものについて昨年8月に当委員会において説明させていただき、その後、その素案について、1カ月間のパブリックコメントの実施と、12月の第3回宮古港長期構想検討委員会での検討を経まして、このたび策定に至ったことから報告するものであります。

左上にある策定趣旨の四つ目の丸に記載しておりますが、宮古港長期構想はあらゆる主体が宮古港の将来像を共有し、ともに連携しながら取り組みを進めていくためのビジョンとなるものであります。

右上には基本目標を掲げておりますが、宮古港長期構想についてはその基本目標を「宮古港からいわてを発信～つながるヒトとモノ～未来へ世界へつながる交流拠点港」とし、目指す方向性を物流・産業、観光・交流、安全・安心、教育・余暇の四つの分野で定め、構想実現に向けた主要な取り組みとして、①から⑩の10の取り組みを盛り込んでおります。

下段には、その10の取り組みの概要を記載しておりますが、昨年8月に説明させていただいた3段階のものから、若干の字句の修正を行っているほかは、ほぼ同様の内容となっておりますので、詳細の説明については割愛させていただきます。以上で宮古港長期構想

の説明を終わります。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**軽石義則委員** 津波浸水想定についてはこれから進めるということで、予算特別委員会でも議論されておりました。

通告はしてありませんが、土曜日に起きた地震によって県土整備部所管のところで災害等はなかったのでしょうか。

○**中平県土整備部長** 県内でも最大震度5弱を記録しましたので、直ちにマニュアル等に基づき、点検等を行いました。異常等はありませんでした。

○**軽石義則委員** 異常なしであれば安心です。これから想定以上のことが起こり得る可能性もあります。東日本大震災津波において多くの貴い命が奪われたことを受けて、防波堤、堤防、水門・陸閘をつくり、それは自動で操作できるとのことでしたが、今回その水門・陸閘の動作状況はどうだったのでしょうか。

○**上澤河川課総括課長** 今回の宮城県沖での地震を受けまして、河川課では当番体制をしました。大きな地震がありますと、ダム、河川の堤防を点検することになります。また河川課では、今回整備した防潮堤や水門に附属する陸閘のゲート等を自動で閉鎖するシステム等を監視しているのですが、通信状況を確認したところ異常はありませんでした。仮に本県沿岸部に津波注意報等が発令されれば、それを契機として閉鎖に必要なシステムを稼働したのですが、今回は本県側には注意報が発令されなかったもので、そういった動きはありませんでした。

○**軽石義則委員** 今回は特に動作の必要はなかったけれども、正常に動作できる準備はできているという理解でよろしいですね。わかりました。

それでは、通告した内容で質問をさせていただきます。県土整備部にも県内の再開発をやっていただいております。盛岡市の再開発は、岩手県でも初めて盛岡市と県が連携して取り組む事業となっていますが、現状どのような取り組みとなっているのかお示し願います。

○**八重樫都市計画課総括課長** 中ノ橋通一丁目地区市街地再開発事業の現状についてであります。昨年盛岡市から国の支援制度を活用するに当たりまして、地方負担分について県への支援要請があったことを受けまして、検討した結果、盛岡市への支援を決めまして、今議会の当初予算案に提案させていただいているところです。

盛岡市におきましては、国の支援制度を活用するための要件といたしまして、都市計画上の決定事項があります。高度利用地区や第1種市街地再開発事業といった都市計画上の決定をしなければならないことになっておりまして、その決定に向けた手続を進めているところであります。事業者にあつては来年度の調査設計業務に向けた準備を進めているものと認識しております。

○**軽石義則委員** 当初の予定どおり進めていただいているとのことではありますが、コロナ

禍の関係で、予定どおりにならないことも出始めてきていると思いますし、盛岡市においても同様の状況ではないかなと思っております。現状を確認しておりませんが、盛岡バスセンターの建設もおくれるのではないかといううわさも流れております。地域の皆さんは、盛岡バスセンターと連動して都市再開発が行われると見ていますし、県としてもそこがあるがゆえに連動した再開発事業に着手をしたと私は認識をしているのですが、その部分はどうのように把握をされているでしょうか。

○八重樫都市計画課総括課長 新しい盛岡バスセンターの整備につきましては、盛岡市からは、計画どおり令和3年度中の開業を目指して事業を進めていると聞いております。

○軽石義則委員 来月から令和3年度になるのですが、地域ではなかなかその動きも見えない感じがします。県としてもその状況を把握した上で、再開発に連動した事業を進めなければならないと思うのですが、盛岡市とは定期的に連携を取られているのですか。

○八重樫都市計画課総括課長 盛岡市とは、中ノ橋の再開発事業につきましてもお話をさせていただいておりますし、盛岡バスセンターの部分につきましても、国の別の支援制度を活用して整備を進めるということで、国の窓口として、県で事務手続を進めております。そういう意味でも盛岡市とは連携を取りながら進めております。

○軽石義則委員 そうであれば安心なのですが、計画どおりにしっかり進めていただかなければ、期待されている効果もなかなか出てこないと思いますし、コロナ禍による不測の事態など、かなり難しい課題が出てくることも予測されますので、引き続き盛岡市としっかり連携を取って進めていただきたいと思います。そういう意味では初めての取り組みだと思いますので、事業体においてもいろいろ課題を抱えているのではないかと思います。当初の計画から縮小した計画ということも聞いていますが、事業体との連携はどのようになっているでしょうか。

○八重樫都市計画課総括課長 事業体との連携ではありますが、今回、市街地再開発事業に対する支援は盛岡市に対する支援ということもありまして、詳細なところまでは行き届いていないかもしれませんが、盛岡市を通じて状況をお聞きしているところであります。

○軽石義則委員 新年度から始まる事業ですので、今の段階で把握されている部分は限られていると思います。ぜひ盛岡市としっかり連携を取って取り組んでいただきたい。この事業の成否が県内これからの再開発の見本となります。全国にも波及するような手本となり、岩手県に来ていただくような、みんなを呼んでいただくような、まちづくりのプラスにしていかなければならないという思いで取り組んでいただいていると思っておりますし、県土整備部としてもそれを主題にしてこれまでも進めてきたと思います。

いろいろな課題が予測されますので、状況によっては予定を見直すことも大事だと思います。始まった以上は失敗をさせないように、支えるべきところはきっちり支えていかなければなりません。国とも連動しなければならないということであり、県がその窓口だと思いますので、その部分さらに進めていただきたいと思います。ぜひ地域のシンボルになるように、コロナ禍を乗り越えて、岩手県のよさを発揮する事業にしてもらいたいと思

ます。部長の所感をお聞きします。

○中平県土整備部長 この市街地再開発事業は、盛岡地区の1地区の再開発事業というだけでなく、県内の各市町村との連携を推進する広域性といった機能を有しておりますので、予算を計上し、支援をするということで参画をさせていただいているものであります。したがって、県としても計画どおり事業が進められるよう、盛岡市としっかり連携してまいりたいと思います。

○軽石義則委員 今までも努力していただきましたけれども、引き続き御指導をお願いしたいと思います。

2点目に入ります。道路の名称についてであります。県土整備部で作成した三陸沿岸道復興支援道路のポスターはすばらしくて、欲しくてもいただけないくらい人気があると聞いております。道路には行政が名前をつけていると思いますが、例えば盛岡市で言えば映画館通り、これは多分正式な名称ではなく、愛称が通称の呼び名になってしまっているのではないかとと思われるものもあります。道路の名称はどのような手続でつけているのでしょうか。

○照井道路環境課総括課長 県道の名称ですが、平成6年に旧建設省道路局長から都道府県知事宛てに通達がありまして、その中で路線名は原則として路線の起点と終点の名称を起終点の順に呼称するものとされております。

決定のプロセスですが、道路法に規定がありまして、議会の議決を経て決定するとされております。

○軽石義則委員 起点と終点ですね。法的にそう決まっていることを県民の皆さんは理解していないのではないかと。道路は生活と密着しておりますので、県民の皆さんにとってはその道路がどのような位置づけにあるか、また地域にとってどのような役割を果たしているか、道路の名前で、例えば三陸沿岸道や復興支援道路、宮古一釜石など、具体的な名称になると、どういう目的の道路かというのが示されているので起点と終点の名前でもいいのですが、もっとしっかりとみんなに意識してもらえるように、県外から来る方々も含めて、その道路を通るとどういふところに行けるとか、どういふ役割をその道路は果たしているのかというのを伝えるような名称をつけようという運動が盛岡市でも始まっているようですが、もしそういう運動を県としても一緒に取り組んでほしいとなった場合には、県としてはどういふ対応が考えられるのでしょうか。

○照井道路環境課総括課長 盛岡市など市町村で名称を決定した道路が、県が管理する道路になっているということだと思っておりますが、県としてはまず県道の管理者としてできることをやっていくのですが、愛称をつけたことにより地域振興や観光の活性化等につながると思いますので、そのところは市町村と連携をして、可能などころについては対応していくということにしております。

○軽石義則委員 可能などころということは、取り組んでいけるということなのか。現実的には看板や道路標示など予算を伴うこともあるかもしれませんが、県道の管理者として、実際

にそういう作業、事業にも着手する可能性もある受けとめていいのでしょうか。

○**照井道路環境課総括課長** 例えば看板についても、市や県がそれぞれやるべきことというのがあると思うので、役割分担を協議しまして、連携してやっていくことになります。

○**軽石義則委員** 盛岡市のみならず、県内にはいろいろな歴史を持つまちがあるのですが、地域名も新しい街区割りになるなど、歴史が薄れてきています。子供たちがどのようなところで育ったのか、この道はどのような役割を果たしてきたのかということのを伝承する意味も込めて、愛称や通称は必要ではないかという思いで、質問をさせていただいております。きょう聞いたからといってすぐにできるものではないと思いつつも、津波も含めた災害など、いろいろな意味で後世に伝承していくことが多くあると思うのです。例えば、津波の際はこの道路で逃げなさいということのを道の名前だけでわかるようにするとか、県庁前はさんさ踊りが毎年行われる観光地であることがわかるようにするなど、次の世代へ継承できる道路の名前にしていくことは大事だと思うのですが、部長どうですか。

○**中平県土整備部長** 軽石委員御指摘のように、地域の方に観光、地域振興、あるいは防災といった面に関心を持ってもらうことは、非常に重要だと思っております。愛称のつけ方については、柔軟に対応できればと思っております。県内でも、八幡平アスピーテライン、遠野かっぱロードなど、既に愛称がつけられているところは何カ所かあります。経緯を調べてみたところ、少し古くてわからないところもあるのですが、公募して地域の方から関心を持ってもらってつけた経緯もあるようですので、今後さまざまな声があれば柔軟に対応していきたいと思っております。

○**軽石義則委員** 既に愛称がついている道路がある地域もありますので、しっかりとシステム立てていただきたい。地域の皆さんの要望が現実のものになっていくとなると、道路に対する考え方も見方も違ってくると思いますし、もっと言えば、子供たちにその愛称をつけてもらえれば、子供たち自身も次の世代に引き継ぐことができると思うのです。当部主体で全てをやり切れないことも十分承知していますが、国道や市町村道も含めて、岩手県に行くとき地域に合った定着した愛称、名前の道路があると、もう一回あの道路を走ってみたいと思うような道路づくりをしていただくようお願いして終わります。

○**菅野ひろのり委員** 宮古港の長期構想について伺います。大きな柱として宮古・室蘭フェリーの就航の再開が期待されるのですが、この計画ロードマップ等を見ると新設防波堤の整備、あるいは新設岸壁の整備等、ハード整備がいろいろ書かれていますが、今回のこの長期構想と国の関係性、この構想がどう関係していて、今後どのようなスケジュールで、どのように進んでいくのか、少しかみ砕いて御説明願います。

○**大久保港湾課総括課長** こちらの長期構想ですが、国で策定しております港湾計画の策定ガイドラインに記載がありまして、近年の航路計画の改定に先立っては、この構想を各港ごとに確定して取り組むものとされております。

構想はおおむね30年先のビジョンでありますので、その次のステップとしましては、今申しました港湾計画の改定になります。その港湾計画の改定の中で新設したい防波堤を位置

づけていくのですが、港湾計画の改定には岩手県地方港湾審議会や国土交通省の交通政策審議会の審議を経る必要があります。今後の見通しを踏まえて計画に位置づけられると、フェリーについても利用が見込まれれば、計画の中にしっかりと位置づけることは可能になって、次の新設防波堤の建設に結びつくものであります。

○菅野ひろのり委員 今後その港湾計画を踏まえてということでありましたが、構想実現に向けた主な取り組みで、物流・産業のところにフェリーの安定就航に向けた着岸率を高めていくということだと思いますし、受け入れ環境の強化ということで、クルーズ船の岸壁のところに書いてあるのですが、フェリー就航のスケジュール、見通しとこの計画の関連性はどのように理解をしたらいいのでしょうか。

○大久保港湾課総括課長 この長期構想は計画ではありません。構想ということで、計画をつくる前の、30年後の港のビジョンを描いているものであります。

フェリーの就航の見通しということですが、宮古・室蘭航路連絡調整会議といったものを設置しまして、室蘭市、宮古市、県そして川崎近海汽船を交えた協議会なのですが、そこで道路の開通状況や利用者の動向を情報交換しております。就航の見通しについてはまだ示されておませんが、川崎近海汽船からは、昨年7月の社長の新規就任挨拶の中で、宮蘭フェリーについては引き続き継続について検討していくという回答を得ております。

○菅野ひろのり委員 宮古市と意見交換をさせていただいたことがありましたが、歩調をどう合わせながらやっていくのか、あるいは川崎近海汽船との交渉、彼らが望むものであったり、貨物や荷物をどう確保していくのかなど、さまざまな課題があると思います。そこで、当初予算の関係でいいますと、宮古市はタグボート関係の費用も当初予算に計上しながら、本県の場合は補正予算で対応していくということで、川崎近海汽船からのこの要望に対する姿勢の方向、総意というのでしょうか、宮古市と県の歩調をどう取っていくのか、この辺が非常に課題なのだろうと思っています。市町村との連携、役割分担はどのようになっているのでしょうか。

○大久保港湾課総括課長 フェリー再開に向けた取り組みに係る県と宮古市との役割分担ですが、県では宮古市と、先ほど申しました室蘭市と一体となって、フェリー就航の再開に向けて取り組んでいるものであります。しかしながら、今御紹介のありましたタグボートの経費につきましては、宮古港のフェリー運航協議会が主催している事業であり、あくまでもフェリーの利用促進という意味で、フェリーが動いているからタグボートの費用を捻出するという内容でありました。

ただし、宮古市からすると、フェリーでつながった室蘭市との縁を再びつなげなければいけないという強い思いから、タグボートを用意してフェリーが戻るのを待つとやっているのですが、タグボートの設置について、川崎近海汽船から要請があるかという、そうではありません。あくまでも受け入れの姿勢、熱い思いを伝えるという意味でのタグボートの設置だと聞いております。

一方で、県としますと、ほかの重要港湾もありますし、内陸の市町村からのタグボート

費用への支出について理解が得られ難いということで、フェリーが就航した際には即座に補正予算で対応することとしまして、令和3年度当初予算には盛り込んでいない状況です。

○菅野ひろのり委員 宮古市の姿勢ということでしたが、宮古市からすれば、沿岸地域の経済活性化が求められる中で、クルーズ船が立ち寄っていただけることに非常に大きな期待があるのだらうと思っています。

一方で、きょう示していただいた構想は、あくまで構想だと。今後計画をつくりながらということ、実はまだまだ先が見えていないのだらうと感じているところであります。ぜひ何とか前進するように進めていただきたいのですが、就航再開の見通しや課題について、今どのようなことが出されているのか、お聞きしたいと思います。

○大久保港湾課総括課長 フェリー休止に当たりまして、川崎近海汽船からは、道路事情がまだよくない、思った以上に貨物が集まらないという状況を伺っております。その背景には、主たる荷物が活牛ということで、牛を北海道から関東のほうに運ぶというのをメインにしておったのですが、牛はとてもナイーブでして、カーブやストップ・アンド・ゴーを非常に嫌うといったこと、そのことと三陸沿岸道路がまだつながっていなかった状況で就航をスタートさせたことが少しミスマッチだったのかなと思います。

しかしながら、北海道と本州を結ぶ貨物については、青函側から苫小牧のルートのほうに徐々に移行しております。また、働き方改革の上限規制が厳格化されるのが2024年ということで、その時点でもまた動きがあると思います。さらに、2030年度に北海道新幹線が札幌まで行くとなると、スピードアップの件で貨物の扱いが非常に不安視されておまして、一説には陸路から海路のほうにシフトするという見方もありますので、多方面を注視しながらフェリー再開に向けて準備を進めてまいりたいと考えています。

○菅野ひろのり委員 最後にしますが、今働き方改革や道路事情等のお話もありました。働き方改革で、宮古港を使うタイミングがずれたような背景もあるように聞いていますし、逆にこの構想を見るとフェリー側に大きなウエートを占めているようですが、地元からすると、フェリーだけではなく、重要港湾との位置づけをさらに明確にしてほしいという声もあったわけでありまして。ですから、今後構想と市との連携、あるいは川崎近海汽船のフェリーを中心考えていくのみならず、ほかの物流との結びつきなど、もう少し大きな枠で考えていかなければ、地元の人からすると、フェリーは待っても来ないし、荷物もまだまだ集まらないしということで、産業への振興について懸念が残ってしまうのではないかと危惧しています。ぜひそういった観点も含めて、港の方々の生活に直結する計画、そして実行できるようにお願いをしたいと思います。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願

ます。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、コロナ禍における中小企業者の支援についてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております令和3年度商工建設委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。